

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	大江 康弘 (民主)	小池 正勝 (自民)	田名部 匡省 (民主)
理事	末松 信介 (自民)	田村 公平 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)
理事	脇 雅史 (自民)	中島 啓雄 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	藤本 祐司 (民主)	藤野 公孝 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	山下 八洲夫 (民主)	溝手 顕正 (自民)	小林 美恵子 (共産)
理事	谷合 正明 (公明)	吉田 博美 (自民)	淵上 貞雄 (社民)
	市川 一朗 (自民)	加藤 敏幸 (民主)	後藤 博子 (国民)
	岩井 國臣 (自民)	北澤 俊美 (民主)	
	太田 豊秋 (自民)	興石 東 (民主)	(19.3.13 現在)

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案9件（うち本院先議2件）、衆議院提出法律案4件（国土交通委員長）及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願9種類130件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

都市再生・地域活性化等 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案については、参考人から意見を聴取するとともに、都市再生関連施策の政策評価の必要性、地方活性化関連施策の拡充とその活用、密集市街地整備事業の推進方策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案については、本法律案提出の背景と趣旨、地域活性化における観光事業等の役割、拠点施設整備事業に対する出資の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案については、北海道への委員派遣を行うとともに、地域公共交通の現状と本法律案の及ぼす効果、新たな財源の確保等による地域公共交通支援策の充実強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

港湾・モーターボート・海洋・特定船舶 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に係る法律の一部を改正する法律案については、海面処分への取組と循環型社会の形成、廃棄物埋立護岸等の安全性の確保、スーパー中核港湾施策の現状と国際競争力の向上等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案については、施行者の収益悪化の要

因とその改善策、業務委託と施行者の事業責任の確保、場外発売場の設置に係る地元調整の徹底等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

海洋基本法案は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするほか、基本計画の策定及び施策の基本事項について定めるとともに、内閣に、総合海洋政策本部を設置しようとするものである。また、海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案は、海洋構築物等の安全及びその周辺海域における船舶航行の安全を確保するため、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、両案を一括して議題とし、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、法案提出の背景と総合的な海洋政策の必要性、海洋資源開発と海洋環境保全との調和、海上保安庁の組織体制の強化等について質疑が行われ、両案はいずれも多数をもって可決された。なお、海洋基本法案に対して附帯決議が付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件については、全会一致をもって承認された。

自動車検査・タクシー 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案については、自動車検査独立行政法人の非公務員化に伴う検査体制の在り方、不正車検等の再発防止と罰則強化の必要性、基準適合性審査に係る検査手数料の改定の是非等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案については、タクシー事業の規制緩和の功罪と見直しの必要性、緊急調整措置の要件の見直しとその効果的な発動、今後の指定地域制度の運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

住宅 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案については、参考人から意見を聴取するとともに、一連の耐震強度偽装対策立法の効果と本法律案の位置付け、供託・保険の制度化が中小事業者に及ぼす影響、事業者に故意・重過失がある場合の消費者保護の方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案については、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

その他 測量法の一部を改正する法律案については、測量成果のインターネット提供による便益と個人情報保護等への配慮、複製承認手続の適正化やワンストップサービスの円滑な運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法

律案については、提出者衆議院国土交通委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

第165回国会閉会後の平成19年1月22日～23日、和歌山県及び大阪府における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

第166回国会開会後の3月13日、国土交通行政の基本施策について、冬柴国土交通大臣から所信を聴取した。

同日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月15日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、全日空ボンバルディア機高知空港胴体着陸事故、関西国際空港の国際競争力確保、日航・全日空の地方路線再編問題、北陸新幹線（金沢・長野間）の完成見通し、しなの鉄道等の新幹線並行在来線の支援措置の在り方、冬柴国交大臣の所信の「美しい国日本」と安倍総理の「美しい国日本」の違い、交通事故多発を踏まえた規制緩和施策の見直し・点検の必要性、道路特定財源を活用した高速道路料金引下げと連続立体交差事業全額公費負担の必要性、ツアーバス運行規制の強化、水門設備工事談合事件の早期徹底究明、利根川・荒川水系の水資源開発基本計画の見直し状況、憲法第25条の趣旨を踏まえた公営住宅の入居基準や退去措置等の具体化の必要性、バス運転手の過労運転防止と1日の乗務時間規制の必要性などの諸問題が取り上げられた。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度国土交通省予算等の審査を行い、冬柴国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、特別重点調査の効果、被災者生活再建支援法の見直し、新神戸トンネルの料金引下げ、住宅耐震改修の進捗状況、国道169号線大崩落事故、維持・管理時代における社会資本の整備と活用、地方の下水道事業における財政負担と整備の在り方、海洋基本法制定に向けた認識と決意、談合は「割に合わない」との国土交通大臣発言内容の是非、道路特定財源の一般財源化、地方の道路整備の財源拡充私案、人口減少及び高齢化に対応したまちづくり・公共交通整備を進めている富山市に対する評価、海岸浸食の進行の原因分析と対応、多発する事業用バスの火災事故と3か月定期点検の短縮化の必要性、水門設備工事談合に係る改善措置要求に対する対応などの諸問題が取り上げられた。

4月17日、航空機の運航における安全確保について質疑を行い、全日空ボンバルディア機高知空港胴体着陸事故後の対応状況、確認整備士の配置状況と今後の見通し、安全確保に対する今後の航空行政の在り方、航空機材調達基準、外注化・分社化が進められる中での安全訓練体制の在り方、地方空港における航空機事故に係る救急医療体制の在り方、航空・鉄道事故調査委員会の独立性確保の必要性、団塊世代退職に伴う運航・整備技術の伝承の在り方、定期航空協会における運航安全確保への取組状況、最近のヒューマンエラーの傾向とその原因分析、日本航空グループにおけるトラブル回避策の推進状況などの諸問題が取り上げられた。

5月14日～15日、本委員会に付託を予定される地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案の審査に資するため、北海道における国土の整備、交通政策の推進等に関する実情調査のための委員派遣を行った。

5月17日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

5月31日、質疑を行い、公共工事の予定価の設定根拠と上限拘束の妥当性、ミニポートピア設置許可における地元合意の必要性、財務省所管独立行政法人で落札率を非公表としている事例が多い理由、水資源機構で一般競争入札が少ない理由と関連企業等への支出・天下り状況、5月27日の全日空予約・発券システム障害の影響、地方空港路線廃止への対応、市街化区域の農地保全と生産緑地指定の面積要件緩和の必要性、踏切改良対策の進捗状況、飛行場業務運用指針改正に伴う地上事故の把握・分析・再発防止体制の充実強化、ジェットコースター等遊技施設を建築基準法の対象とした経緯と新規立法の考えの有無、長崎電気軌道路面電車連続脱線事故に関する航空・鉄道事故調査委員会の対応と事故原因などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成19年3月13日（火）（第1回）

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について冬柴国土交通大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成19年3月15日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について冬柴国土交通大臣、望月国土交通副大臣、政府参考人及び参考人本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長堀切民喜君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村公平君（自民）、末松信介君（自民）、羽田雄一郎君（民主）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成19年3月20日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十九年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成十九年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管）について冬柴国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、前田武志君（民主）、北澤俊美君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月22日（木）（第4回）

- 国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第8号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年3月27日（火）（第5回）

- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について参考人東京大学先端科学技術研究センター教授大西隆君、川口市長岡村幸四郎君及び株式会社計画工房主宰村上美奈子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕中島啓雄君（自民）、加藤敏幸君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人都市再生機構理事松野仁君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕前田武志君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第16号）賛成会派 自民、民主、公明、国民
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月28日（水）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣、政府参考人及び参考人自動車検査独立行政法人理事長橋口寛信君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕末松信介君（自民）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第17号）賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- モーターボート競走法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月29日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- モーターボート競走法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、藤本祐司君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第51号）賛成会派 自民、民主、公明、国民

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年4月10日（火）（第8回）

- 測量法の一部を改正する法律案（閣法第66号）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月12日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 測量法の一部を改正する法律案（閣法第66号）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、北澤俊美君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第66号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民

反対会派 なし

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年4月17日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 航空機の運航における安全確保に関する件について冬柴国土交通大臣、政府参考人、

参考人定期航空協会会長山元峯生君及び定期航空協会理事西松遙君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕田村公平君（自民）、藤本祐司君（民主）、犬塚直史君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成19年4月19日（木）（第11回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○海洋基本法案（衆第11号）（衆議院提出）

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（衆第12号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理石破茂君、同大口善徳君、同西村康稔君、同細野豪志君、衆議院国土交通委員長塩谷立君、冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（衆第11号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国民

反対会派 社民

（衆第12号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国民

反対会派 社民

なお、海洋基本法案（衆第11号）（衆議院提出）について附帯決議を行った。

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法第67号）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年4月24日（火）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法第67号）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、参考人社団法人全国中小建築工事業団体連合会会長代行青木宏之君、弁護士犬塚浩君及び明海大学名誉教授松本光平君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、加藤敏幸君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

・参考人に対する質疑

〔質疑者〕小池正勝君（自民）、山下八洲夫君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美恵子君（共産）、淵上貞雄君（社民）

○平成19年4月26日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案（閣法第67号）について冬柴国

土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 田名部匡省君（民主）、山下八洲夫君（民主）、小林美恵子君（共産）、
 洲上貞雄君（社民）

（閣法第67号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成19年5月8日（火）（第14回）

- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月10日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 岩井國臣君（自民）、加藤敏幸君（民主）、谷合正明君（公明）、小林美
 恵子君（共産）、洲上貞雄君（社民）

（閣法第42号）賛成会派 自民、民主、公明
 反対会派 共産、社民
 欠席会派 国民

なお、附帯決議を行った。

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成19年5月17日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 中島啓雄君（自民）、興石東君（民主）、藤本祐司君（民主）、谷合正明
 君（公明）、小林美恵子君（共産）、洲上貞雄君（社民）

（閣法第41号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
 反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年5月24日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第43号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕末松信介君(自民)、加藤敏幸君(民主)、谷合正明君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第43号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、国民
反対会派 共産

○平成19年5月31日(木)(第18回)

○理事の補欠選任を行った。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第2号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、国民
反対会派 なし

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公共工事の入札契約問題に関する件、独立行政法人水資源機構の入札契約形態に関する件、都市農地の保存・利用に関する件、遊戯施設の安全確保に関する件等について冬柴国土交通大臣、藤野国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕脇雅史君(自民)、藤本祐司君(民主)、谷合正明君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

○タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年6月7日(木)(第19回)

○理事の補欠選任を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕吉田博美君(自民)、櫻井充君(民主)、藤本祐司君(民主)、谷合正明君(公明)、小林美恵子君(共産)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第60号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 国民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年6月28日(木)(第20回)

○理事の補欠選任を行った。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案(衆第46号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長塩谷立君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第46号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 国民

○平成19年7月5日(木)(第21回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第288号外129件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

【要旨】

本法律案は、都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、都市再生特別措置法の一部を次のように改正する。

- 1 市町村、当該市町村の長が指定した都市再生整備推進法人(以下「推進法人」という。)等並びにこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等は、市町村ごとに、都市再生整備計画及びその実施に関し必要な協議を行うため、市町村都市再生整備協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 市町村は、1の協議会が組織されている場合、都市再生整備計画の作成又は都道府県に対し都市再生整備計画記載事業の実施に伴う地域地区の都市計画決定若しくは変更の要請に当たり、あらかじめ、当該協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村長は、特定非営利活動法人又は民法第34条の法人であつて、都市再生整備計画の区域内における都市再生基本方針に基づく都市開発事業を施行する特定非営利活動法人等に対する助成その他の業務を行うことができると認められるものを、推進法人として指定することができる。
- 4 民間都市開発推進機構は、国土交通大臣の承認を受けて、推進法人の行う業務に対し、助成その他の業務を行うことができる。
- 5 民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限を平成24年3月31日と規定する。

二、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

- 1 建替計画の認定基準に、新築する建築物の敷地面積がそれぞれ国土交通省令で定める規模以上であること等を追加する。
- 2 独立行政法人都市再生機構は、地方公共団体からの要請に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務を行うことができる。

- 3 防災再開発促進地区の区域内の土地の区域で災害の発生のおそれが著しく又は環境が不良であること等により行われる第二種市街地再開発事業の面積が0.2ヘクタール以上0.5ヘクタール未満のものについても、同事業の施行区域に該当する土地の区域とみなして、同法の規定を適用する。
- 4 防災街区整備地区計画の区域内の土地の区域において、特定防災機能の確保等を図るため特に必要と認められるときは、特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整備計画の区域内の用途地域において定められた総容積の範囲内で、当該特定建築物地区整備計画の区域内の容積率の最高限度については用途地域において定められた容積率の数値以上のものとして定め、当該防災街区整備地区整備計画の区域内の容積率の最高限度については用途地域において定められた容積率の数値以下のものとして定める。

三、道路法の一部を次のように改正する。

指定市以外の市町村は、快適な生活環境の確保等を図るため、当該市町村の区域内に存する国道又は都道府県道である歩道等の新設、改築、維持又は修繕を都道府県に代わって行うことが適当であると認められる場合においては、都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、都市再生事業の推進に当たっては、良好な都市環境の形成や伝統的な文化の継承、景観の保全等にも十分配慮するとともに、都市再生本部の体制も含め、事業の効果や影響について、適宜その把握・検証に努め、必要に応じ適切な対策を講ずること。
- 二、現行制度の下では、都市再生が円滑に進ちよくしない地域があることから、関係省庁は緊密な連携により、地域が主体となって行う取組を積極的に支援し、その活力が発揮されるようにすること。
- 三、想定されている地震発生の危険性等を踏まえ、密集市街地の整備については、地権者住民等の意向を尊重しつつ、当該区域における最適な手法・施策を講じ、平成13年の都市再生本部決定により定められている「平成23年度までに重点密集市街地8,000ヘクタールにおける最低限の安全性の確保」が実現されるよう努めること。
- 四、密集市街地整備の一層の進展を図るため、市街地整備における様々なノウハウを有する独立行政法人都市再生機構は、密集市街地整備に必要な調整及び技術の提供の充実・強化に努めること。

右決議する。

自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案 (閣法第17号)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自動車検査独立行政法人法の一部を次のように改正する。

- 1 自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）の役職員の非公務員化を行うこととする。
- 2 検査法人の役職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならないこととし、その職を退いた後も同様とする。
- 3 検査法人の役職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 4 役職員の秘密保持義務に違反して、秘密を漏らし、又は盗用した者に対する罰則を設ける。

二、道路運送車両法の一部を次のように改正する。

- 1 国土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により自動車及び検査対象外軽自動車保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」という。）を円滑に処理することが困難となった場合において必要があると認めるときは、基準適合性審査を自らも行うことができることとする。
- 2 検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を同法人に直接納付することとする。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、自動車検査独立行政法人の非公務員化に当たっては、独立行政法人の見直しの趣旨を踏まえ、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 二、自動車の基準適合性審査に係る手数料等の改定に当たっては、独立行政法人見直しによる業務の効率化の成果が反映されるよう努めること。
- 三、自動車検査独立行政法人の非公務員化に伴い、その長及びその他の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう、十分配慮すること。
- 四、指定工場の許可基準の規制緩和に当たっては、指定工場間の競争激化が自動車検査水準の質の低下等を招き、安全性が損なわれないよう、国は監督体制を充実すること。
- 五、不正車検の再発防止を図るため、国は民間車検場に対する監査体制を強化するとともに、その抑止策についても万全の措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案（閣法第41号）

【要旨】

本法律案は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する「基本方針」を定めるものとする。
- 二 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施
 - 1 市町村は、基本方針に基づき、地域の関係者による協議を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための「地域公共交通総合連携計画」を作成することができるものとする。
 - 2 地域公共交通総合連携計画に定められた特定事業（①軌道運送高度化事業、②道路運送高度化事業、③海上運送高度化事業、④乗継円滑化事業、⑤鉄道再生事業）の全部又は一部を実施しようとする者は、各事業の実施計画を作成し、国土交通大臣の認定等を受けることができるものとする。
 - 3 認定等に係る事業に対して、関係事業法の特例措置等各種の支援措置を講ずるものとする。
- 三 新地域旅客運送事業の円滑化
 - 1 新地域旅客運送事業（鉄道事業法又は軌道法、道路運送法及び海上運送法に規定する旅客運送事業のうち複数の事業に該当し、同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業）を行おうとする者は、実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。
 - 2 当該実施計画の認定をもって関係事業法の事業許可又は特許を受けたものとみなす等の措置を講ずるものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、公共交通が地域の経済社会活動の基盤であり、その地域における公共財的役割が非常に大きいことにかんがみ、地方自治体の積極的な取組の支援にも資するよう、地方の鉄軌道及び路線バスを含めて地域公共交通の整備・維持・運営に必要なかつ十分な財源を確保することなどにより、地域公共交通に対する財政支援制度の充実を図ること。
- 二、各地域において公共交通の活性化及び再生の在り方を検討するに当たっては、コンパクトシティの形成や観光地としての魅力の向上など、まちづくりと一体的に行われるよう、地方公共団体や交通事業者への支援に努めること。
- 三、地方の鉄軌道の活性化及び再生に当たっては、運行会社の経済的負担を軽減し、その路線の維持に資するため、いわゆる「上下分離制度」が一層活用されるよう、助言や指

導に努めること。

四、乗継円滑化の促進に資するため、公共交通施設・車両等におけるバリアフリー化の一層の拡充と質的向上を図るとともに乗換駅等の隣接化を推進することにより、利用者の移動負担の軽減を図るほか、最近におけるIT技術の発達や交通系ICカードの普及等を踏まえ、公共交通機関の合理的な運賃の形成に向けて助言や指導に努めること。

五、新地域旅客運送事業の円滑化を図るため車両又は船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用について行われる配慮が、車両又は船舶の運行の安全の確保に真に支障のないよう適切に措置すること。

右決議する。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案（閣法第42号）

【要旨】

本法律案は、広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域の活性化（広域的地域活性化）のための基盤整備を推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本方針を定める。

二、都道府県は、基本方針に基づき、広域的な経済活動の拠点となる施設やこれと関連する基盤整備事業等について定める広域的地域活性化基盤整備計画を作成することができる。

三、広域的地域活性化基盤整備計画に記載された拠点施設の整備に関する事業を施行しようとする民間事業者は、民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣は、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

四、民間都市開発推進機構は、三、の認定事業者に対し、当該事業の施行に要する費用の一部について出資等の方法による支援の業務を行うことができる。

五、認定事業者は、都市計画決定権者に対し、当該認定事業の施行の効果を一層高めるために必要な都市計画の決定又は変更を提案することができる。

六、拠点施設関連基盤整備事業及びこれと一体となって地域活性化を推進するNPO、民間事業者等の活動等を促進するため、交付金制度を創設する。

七、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、政府は、法施行後10年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国の地域活性化策は多くの府省に関連していることにかんがみ、地域において適切な組合せにより施策の相乗効果が発揮されるよう、地方公共団体に対する相談窓口の一本化を図るとともに、国の出先機関の機能も活用しつつ、地域活性化施策や取組事例等に

についての有益な情報提供等を積極的に行うこと。

二、広域的地域活性化基盤整備計画の下で整備される社会基盤が次世代においても有効に活用されるストックとして機能するよう、広域地方計画を含む国土形成計画を始めとする諸計画との整合性が確保されるように努めること。また、社会基盤が広域的観点から整備されるよう、広域地方計画協議会において十分な議論が行われるようにすること。

三、地域自立・活性化交付金の採択に当たり、社会基盤整備による成果が広域にわたるような創意工夫がなされているかなどについても適切に評価し、交付金が広域的地域活性化に資するものとなるよう努めるとともに、計画期間終了後においても、事後評価及びその公表を行い、計画目標の達成状況や交付金の効果等について地域住民や国民に分かりやすい形で明らかにすること。

四、民間拠点施設整備事業計画の認定に当たっては、当該計画の内容及びその実効性等について厳正な審査を行うとともに、認定後においても当該民間事業者による事業の確実かつ効果的な遂行について実態把握に努め、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

五、地域自立・活性化交付金に基づく都道府県事業及びまちづくり交付金による市町村事業について、それらの事業効果が最大限に発揮されるように、都道府県及び市町村の連携による両事業の一体的推進が図られるよう、適切な支援を行うこと。

右決議する。

港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部改正

廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設を建設又は改良する港湾工事の費用について、港湾管理者施行の場合の国の補助率及び国土交通大臣施行の場合の国の負担率を、現行の10分の2.5以内から3分の1以内に引き上げる。

二、施行期日

この法律は、平成19年4月1日又は公布の日のいずれか遅い日から施行することとする。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案（閣法第51号）

【要旨】

本法律案は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施及びその活性化を図るとともに、関係法人の組織及び業務の在り方の見直しを行うため、所要の措置を講じようとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

一、競走の実施に関する規定の整備

- 1 施行者は、競走の実施に関する事務の一部を他の地方公共団体、私人等に委託することができることとする。
- 2 場外発売場を設置しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととし、その設置に係る許可要件等について所要の規定を設ける。
- 3 施行者の職員は、競走に関して、勝舟投票類似の行為に関する情報を収集するために必要があるときは、国土交通大臣の許可を受けて、同様の行為をすることができることとする。
- 4 勝舟投票の的中者に対する払戻金額を見直し、舟券の売上金額の100分の75以上国土交通大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定める率に相当する金額を当該勝舟に対する舟券に按分した金額とする。
- 5 勝舟投票法の種類に重勝式勝舟投票法を追加する。

二、交付金制度の見直し

- 1 施行者は、日本船舶振興会への交付金の交付を法定期間内に行うことが著しく困難なときは、交付金の交付の期限を延長することができるものとする。
- 2 施行者が日本船舶振興会に交付すべき交付金額を改めることとする。

三、関係法人の組織及び業務の見直し

- 1 国土交通大臣は、一般財団法人であって、船舶等振興業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、船舶等振興機関として指定することができることとする等所要の規定の整備を行う。
- 2 国土交通大臣は、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、競走実施業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、競走実施機関として指定することができることとする等所要の規定を設ける。

四、罰則の強化等所要の規定の整備を行う。

五、この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、モーターボート競走事業の運営に当たり、適切な外部委託・機械化の推進等によりその効率化・コストの縮減等が促進され、収益改善が図られるよう、施行者への適切な指導に努めること。
- 二、場外発売場の許可に当たり、その設置を近隣市町村に通知し、重大な影響が生じることが予想されると近隣市町村が判断した場合には、当該近隣市町村を含む関係自治体の十分な理解の下で円滑に設置・運営されるよう指導すること。
- 三、船舶等振興機関の業務及びその補助業務について、行政改革の重要方針に基づき、適正かつ効率的に執行され、特に、補助業務については、その効果が明らかにされるよう

努めること。
右決議する。

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要旨】

本法律案は、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、タクシー業務適正化特別措置法の対象となる指定地域について、現行の利用者の利便を確保する観点に加え、輸送の安全を確保する観点を追加し、その拡大を図るものとする。
- 二、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域を特定指定地域とし、同地域においては、適正化事業実施機関が適正化業務を行うものとする。
- 三、指定地域におけるタクシー運転者の登録要件として輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習の修了を追加するものとするとともに、タクシー運転者の登録の取消要件として重大な事故を引き起こしたとき等を追加するものとする。
- 四、国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、特に業務の取扱いの改善の必要があると認められる運転者に、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習を受けさせるよう命ずることができるものとする。
- 五、国土交通大臣は、タクシー運転者の登録を受けている者（以下、「登録運転者」という。）の申請に基づき、重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る事項を記載した登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。
- 六、タクシー運転者の登録等に関する事務について、国土交通大臣が指定した者に行わせる制度を国土交通大臣の登録を受けた者に行わせる制度に改めるとともに、当該登録の申請手続を定める等所要の規定の整備を行うものとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、近年におけるタクシーの事業者数や車両台数の増加に伴う競争の激化により、運転者の労働条件や事業者の経営状況が悪化している状況を踏まえ、事業をめぐる需給状況を勘案した上で、タクシー業務の適正化に向けて、現行法上の緊急調整地域制度を活用しつつ、必要に応じ総量規制についても検討すること。
- 二、指定地域の要件については利用者及び事業者に分かりやすい基準を設定するとともに、重要な指標となる流し比率等に関して定期調査を実施し、その結果等を踏まえて適時指定地域の見直しを行うこと。

- また、指定地域において登録を拒否され又は取り消されるなどした運転者による指定地域外での不適切な業務が横行するような場合には、是正措置について検討すること。
- 三、指定地域における登録要件である講習について、その実効性を確保するため、適正な実施と厳正な効果測定が行われるようにすること。また、登録後についても、タクシー事業を取り巻く状況の変化に応じて、適時適切な講習が行われるようにすること。
- 四、タクシー事故や利用者からの苦情等が多発している状況を改善し、タクシー事業が安全・安心な輸送サービス機関として利用者の信頼を得られるよう、自動車運送事業に対する指導・監督の強化に必要な自動車運送事業監査担当要員の員数を確保すること。
- 五、タクシー運賃については、事業の健全な経営及び運転者の待遇改善が輸送の安全と利用者利便の向上に資することから、社会経済情勢を反映した適正な人件費、実態価格に基づく燃料油脂費、車歴に応じた車両修繕費等を踏まえた査定を行うとともに、申請に対して適時適切に改定が行われるようにすること。
- 六、少子高齢社会の進展に向けて、タクシー事業が「総合生活移動産業」に移行するために必要な環境整備について、具体的内容、実施時期等を早期に明らかにすること。
- また、今後、需要が増大すると見込まれる福祉輸送サービス及び乗合タクシー等について、高齢者、障害者等の移動制約者が利用しやすいものとなるよう、財政面も含め必要な支援を行うこと。
- 七、近年における地方分権の推進、都市間格差の拡大にかんがみ、タクシー事業についても地域の実情に応じた対応ができるような制度の在り方について検討を進めること。
- 右決議する。

測量法の一部を改正する法律案（閣法第66号）（先議）

【要旨】

本法律案は、測量によって得られた成果の活用を一層促進するため、地図等の基本測量の測量成果を電磁的方法により提供する制度の創設、測量成果の複製・使用に係る規制の合理化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、基本測量を行う国土地理院が作成した地図等を、その刊行に加え、インターネットによっても広く国民に提供することとする措置を講ずるものとする。
- 二、地図等の複製について、これまで禁じていた営利目的の複製も承認できるようにするとともに、手続の簡素化を図るため、測量目的などの場合のみ国土地理院や地方公共団体等の承認を要することとする規制の合理化を行うものとする。
- 三、国土地理院において、地方公共団体等が有する地図等の複製・使用承認手続の申請受理を行うことにより、インターネット上で地図等のワンストップサービスを行うための措置を講ずるものとする。
- 四、測量において標識の設置、移転等をしたときは、国土地理院の長や地方公共団体等がインターネット等により公表しなければならないものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律案(閣法第67号)

(先議)

【要旨】

本法律案は、新築住宅に関し、建設業者及び宅地建物取引業者（以下「建設業者等」という。）に対して、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」という。）の規定による瑕疵担保責任を履行するための資力の確保を義務付け、発注者及び購入者（以下「発注者等」という。）の利益の保護を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 住宅瑕疵担保保証金の供託等

- 1 建設業者等は、各基準日（毎年3月31日及び9月30日をいう。）において、当該基準日前10年間に発注者等に引き渡した新築住宅について、住宅瑕疵担保保証金の供託をしていなければならないものとする。
- 2 住宅瑕疵担保保証金の額は、住宅瑕疵担保責任保険契約を締結した新築住宅を除いて、合計戸数の一定の区分に応じ、それぞれ一定の金額の範囲内で、政令で定めるところにより算定する額以上の額とするものとする。
- 3 建設業者等は、基準日に所要の保証金の供託をしていなければ、新築住宅の請負契約又は売買契約を締結してはならないものとする。
- 4 新築住宅の発注者等は、その損害賠償請求権に関し、保証金について、他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有するものとする。

二 住宅瑕疵担保責任保険法人

- 1 国土交通大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人を、その申請に基づき、住宅瑕疵担保責任保険法人（以下「保険法人」という。）として指定することができるものとする。
- 2 保険法人は、住宅瑕疵担保責任保険契約の引受け等を行うこと、及び住宅瑕疵担保責任保険契約に係る再保険契約の引受けを行うこと等の業務を行うものとする。
- 3 保険法人の指定の公示、業務規程、監督命令、指定の取消し等に関し所要の規定を設けるものとする。

三 住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争の処理

- 1 住宅品質確保法に規定する指定住宅紛争処理機関は、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅の請負契約又は売買契約に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行うことができるものとする。
- 2 住宅品質確保法に規定する住宅紛争処理支援センターは、指定住宅紛争処理機関に対して1の業務の実施に要する費用を助成すること等の業務を行うことができるものとする。

四 経過措置等について所要の規定を設けるものとする。

- 5 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、一は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、構造計算書偽装問題等により国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広まっていることにかんがみ、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、先に成立した建築基準法等改正法及び建築士法等改正法と相まって、安全で安心できる住宅が消費者に供給されるよう、欠陥住宅や不良業者の排除の徹底を図ること。
- 二、住宅瑕疵担保保証金の供託の基準額の算定・設定において、新築住宅の合計戸数に応じた瑕疵に基づく損害の状況を適正かつ適切に勘案すること。また、住宅瑕疵担保責任の履行の確保に不足を来すことのないよう、適宜基準額の見直しを行うこと。
- 三、住宅瑕疵担保責任保険の内容の基準が住宅購入者等の保護のため十分なものとなるよう定めるとともに、住宅瑕疵担保責任保険法人制度創設の趣旨を踏まえ、保険対象住宅の検査の徹底を期すること等により、被保険住宅及び被保険業者に対する信頼と高い評価が確保されるよう努めること。

また、被保険業者に故意・重過失がある場合においても、住宅購入者等の保護・救済に欠けることがないように十全の対応を図ること。

- 四、住宅瑕疵担保責任の迅速かつ適切な履行が確保されるよう、住宅の瑕疵の有無について技術的に適正な判断・助言ができる第三者機関の設置について検討するなど、指定住宅紛争処理機関における紛争処理に対する技術的支援体制の充実強化を図ること。

また、指定住宅紛争処理機関に対するあっせん及び調停の申請に時効中断効を付与することについて、速やかに検討の上、必要な措置を講ずること。

右決議する。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部 を改正する法律案（衆第8号）

【要旨】

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成29年3月31日まで延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、国際観光の振興を基本的施策の一つとしている観光立国推進基本法の下、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現が促進されるよう、法制度も含め、観光関係施策の一層の充実に向けた検討を進めること。
- 二、国際観光文化都市を目指す地方公共団体のまちづくりを効果的に支援すべく、本法における国際観光文化都市の指定基準及び国際観光文化都市の整備に関する事業計画に係る施設の範囲について、再検討すること。

右決議する。

海洋基本法案（衆第11号）

【要旨】

本法律案は、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに海洋に関する基本的な計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、海洋に関する科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理並びに海洋に関する国際的協調を内容とする基本理念を定める。
- 二、国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、それぞれの適切な役割分担を踏まえて、海洋に関する施策を策定し、及び実施する責務を有し、海洋産業の事業者及び国民は、国又は地方公共団体が実施する海洋に関する施策に協力するよう努めなければならないこととする。
- 三、政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならないこととする。
- 四、海洋に関する基本的施策として、国は、海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、海洋科学技術に関する研究開発の推進、海洋産業の振興及び国際競争力の強化、沿岸域の総合的管理、離島の保全、国際的な連携の確保及び国際協力の推進、海洋に関する国民の理解の増進等のために必要な措置を講ずることとする。
- 五、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置くとともに、本部の長に内閣総理大臣を、副本部長に内閣官房長官及び海洋政策担当大臣をもって充て、本部は、海洋基本計画の案の作成及び実施の推進等の事務をつかさどることとする。
- 六、この法律は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、本法に規定する海洋基本計画の策定及びこれに基づく諸施策の推進に当たっては、総合海洋政策本部に、海洋に関する幅広い分野の有識者から構成される会議を設置し、その意見を反映させること。
- 二、海洋法に関する国際連合条約等の規定に基づく国内法の整備がまだまだ十分でないことにかんがみ、海洋に関する我が国の利益を確保し、及び海洋に関する国際的な義務を履行するため、海洋法に関する国際連合条約その他の国際約束に規定する諸制度に関する

我が国の国内法制を早急に整備すること。

また、生物多様性条約その他の国際約束を踏まえ、移動性動物の移動ルートを考慮した海洋の生物の多様性の確保等のための海洋保護区の設置等、海洋環境の保全を図るために必要な措置について検討すること。

三、海上の安全及び治安の確保とともに、危機管理について万全の体制を整備することが極めて重要であることにかんがみ、海上保安庁について、危機管理に関する関係行政機関との連携を含め組織体制の総合的な検討・充実を図ること。

四、我が国が正当にその領有権を有している領土の保全に遺漏なきを期すとともに、海洋の新たな秩序を構築することが海洋国家としての我が国の国益に沿うことにかんがみ外交的施策を始めとする各般の施策をより一層強力に推進すること。

右決議する。

海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律案（衆第12号）

【要旨】

本法律案は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、海洋法に関する国際連合条約に定めるところにより、海洋構築物等に係る安全水域の設定等について所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、海洋構築物等の安全及び当該海洋構築物等の周辺の海域における船舶の航行の安全を確保するため、国連海洋法条約に定めるところにより、安全水域を設定することができることとし、その設定は、特定行政機関の長の要請に基づき行うこととする。

二、船舶の運転の自由を失った場合等を除き、何人も、国土交通大臣の許可を受けなければ、安全水域に入域してはならないこととする。

三、この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならないこととする。

四、この法律は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律案

（衆第46号）

【要旨】

本法律案は、住生活基本法の基本理念を踏まえ、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭など住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を定めなければならない。

- 二、国及び地方公共団体は、公的賃貸住宅の適切な供給の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。また、公的賃貸住宅の管理者は、入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めなければならない。
- 三、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めなければならない。また、民間賃貸住宅を賃貸する事業者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない。
- 四、国及び地方公共団体は、住宅確保要配慮者の生活の安定・向上に関する施策及び良好な居住環境の形成に関する施策との連携を図るよう努めなければならない。
- 五、地方公共団体は、基本方針に即して、地域住宅計画に、住宅確保要配慮者に係る公的賃貸住宅の整備及び管理に関する事項等を記載するよう努めなければならない。
- 六、地方公共団体、宅地建物取引業者、居住支援団体等は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し、居住支援協議会を組織することができる。
- 七、この法律は、公布の日から施行する。

**特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、
特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）**

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、国連安保理決議等にも違反するものである。その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成19年10月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成19年10月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。